

平成31年第3回美祢市農業委員会総会議事録

- 1 日 時 平成31年3月18日（月） 午後2時00分
- 2 場 所 美祢市勤労青少年ホーム 2階 大会議室
- 3 出席農業委員
- | | | |
|-----------|------------|-----------|
| 議長 山本 正二 | | |
| 1番 倉増 知 | 2番 宮崎 春夫 | 4番 伊藤 新司 |
| 5番 安部 好恵 | 6番 岸 英法 | 7番 村上 浩一 |
| 8番 石田 健治郎 | 10番 伊藤 美和子 | 11番 萬代 泰生 |
| 12番 井町 哲 | 13番 武藤 康志 | 14番 縄田 善博 |
| 16番 伊藤 太一 | 17番 馬屋原 眞一 | 18番 桑原 正彦 |
| 19番 山本 正二 | | |
- 4 出席推進委員
- | | |
|-------|-------|
| 阿野 秀文 | 南野 哲廣 |
|-------|-------|
- 5 欠席農業委員
- | | | |
|--------|----------|-----------|
| 3番 俵 薫 | 9番 櫛崎 宣明 | 15番 安富 法明 |
|--------|----------|-----------|
- 6 欠席推進委員
- | | |
|-------|-------|
| 植山 淑子 | 山田 孝治 |
|-------|-------|
- 7 事務局
- | | | |
|------------|----------|----------|
| 事務局長 安永 一男 | 主幹 中村 正寿 | 主事 小幡 和希 |
|------------|----------|----------|

事務局	午後2時00分開会
議長	<p>互礼。</p> <p>それでは、総会に入る前にちょっと私の方から一言みなさんにご挨拶をしたいと思います。最近、体調が悪く近々入院になると思います。しばらくの間みなさんに迷惑をかける事になると思いますけど、自分の、今後については7月、8月くらいまでには復帰できなければいけないように、迷惑かけ続けるわけにはいきませんのでまた進退については、またみなさんに相談する事があるかと思いますが、またその時はどうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、只今から平成31年第3回総会を開会いたします。本日の出席委員は19名中、16名でございます。よって定数に達しておりますので本総会が成立していることをご報告いたします。本日の欠席委員を言います。3番、俵委員。9番、櫛崎委員。15番、安富委員。の3名でございます。それでは美祢市農業委員会議規則第16条第2項の規定により議事録署名委員を議長の方より指名しようと思いますが、よろしゅうございますか。（「はい」の声）ありがとうございます。それでは本日の議事録署名委員、10番、伊藤委員。12番、井町委員。よろしくお願いいたします。それでは議事に入りたいと思います。</p> <p>議事順位第1 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より議案の朗読、並びに説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>1件朗読。</p> <p>申請地付近にある居宅を併せて購入し、新たに農業を営むため申請地を買い受けるものです。まず第1号の全部効率利用要件について、譲受人は新規の農地取得ですが、農機具の保有状況により農地を効率的に耕作管理することが見込まれます。第2号で禁止されている農地所有適格法人以外の法人の取得ではありません。第3号で禁止されている信託の引き受けによる取得ではございません。第5号の下限面積要件は当市の1000㎡以上の要件を満たしております。第6号の転貸禁止要件に該当しません。最後に第7号の周辺農地の利用に支障はないものと考えます。以上の通り農地法第3条、第2項の各号許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございます。本件につきましては、新規就農でございますので現地調査は行っていません。地元委員の方よりこの今、土地の状況等についてどのようになっているか等について</p>

1 4 番	土地の利用状況の方はちょっとよく分からないんですけど、●●さんというのは私の住んでいる●●なんですけれど、現在●●●●●●の方に勤めておられて、お父さんがハウレン草栽培をやっているんです。ハウスで。お父さんも百姓というか農家をやっておられて、息子名義で土地を取得するというような状況だそうです。
議長	分かりました。ハウレン草は●●の方よね。
1 4 番	お父さんもどこか会社にいて辞めてハウレン草を作っていて、息子は家付きで買われたという形で、今、●●のうちの近くのアパートに住んでおられる。
議長	その内家族で百姓をするという事。
1 4 番	そうみたいです。当面は本業では出来ないけれど、そういう事で百姓をするという事らしいです。
議長	わかりました。名前からして何か見た事のある名前と思っていたんです。実は私の1つ下に●●くんて男の子がおりまして、元々●●●●●●に居たんですけど、今市営住宅か何かに入っていて●●、●●●●、入った所でハウスを6棟か7棟建ててハウレン草を作っています。彼の息子です。分かりました。委員のみなさんより何か意見がございましたらお願いいたします。よろしゅうございませうか。「はい」の声）それでは採決に移りたいと思います。議案第1号につきまして原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。
委員	挙手。
議長	ありがとうございます。全員、賛成。よって議案第1号は原案の通り決定を致します。それでは続きまして議事順位第2 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より議案の朗読、並びに説明をお願いいたします。
事務局	1 件朗読。 1 件目。申請地は●●●●●●●●●●●●●●●●から北東へ1 k m の位置にある都市計画法に基づく用途区域内にある第3種農地です。申請

	以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。
議長	ありがとうございます。それでは現地調査をされました委員の報告をお願いいたします。
14番	14番の縄田です。この場所は●●の●●●●●がありまして、●●●●●から南の方に真っすぐ行ったら●●●●●があります。●●●●●を左に50mくらい行った所の左側に●●●●●という会社がありまして、創業がまだ10年経っているか、経っていないくらいの会社です。ここで従業員が15名いて、駐車場等が不足しているという事でこの土地を取得して6ページにあるような駐車場と資材置場を作りたいと言う事で申請がありました。●●●●●と今の申請地の間は墓地になっております。両方申請地の書いてある方の山で●●●●●の申請地の間は墓地。高い山の上は墓地で奥は全部植林した山になります。ここだけが田の地目にはなっておりますけども、ほとんど利用されていないような状況になっております。以上の点からすると●●●●●さんで取得されて有効利用された方がいいんじゃないかという事で別段問題はないと思います。以上です。
議長	ありがとうございます。それでは地元委員さん。休みですね。今、縄田委員が説明された通りでございます。委員のみなさんより何か意見がございましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。（「はい」の声）それでは採決に移りたいと思います。議案第3号につきまして原案に対し当番委員の報告による協議結果を意見として決定とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。
委員	挙手。
議長	ありがとうございます。全員、賛成。よって議案第3号は協議結果を附して市長の方へ送付いたします。
6番	1つだけ。遡って悪いんですけど、1番最初の①の大きい地図で①と出ている、それ、①の場所、違うよね。①は●●になっているけども、住所が●●●●●、譲受人の住所。分かりました。大丈夫です。すみません。 (意見多数で聞き取り不能)
議長	それでは続きまして議事順位第4 議案第4号 農振法に基づく農用地区域への編入申請についてを議題といたします。事務局より議案の朗読、並びに説明をお願いいたします。

事務局	<p>1 件朗読。</p> <p>申請地は、●●●●●●●●●●から南東に800mの位置にあります。編入の理由は、経営基盤強化準備金の適用を受けるためです。以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>ありがとうございます。それでは現地調査をされました委員の報告をお願いします。</p>
1 7 番	<p>1 7 番の馬屋原です。今、言われましたように●●の住所で、さっきの大きい地図で4番があったと思いますが、これです。これは補助金をもらう為に、基本的に地域内に入れて、また後、軽微な変更の申請が出ていますけれど、補助金をもらう為にこの土地を倉庫を建てる為に補助金をもらうんですけど、その関係でこの申請が出ております。こういうやり方もあるんだなという気はいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございます。地元委員さんいらっしゃいましたら補足説明をお願いします。</p>
1 3 番(推進委員)	<p>これは農業法人の●●●●の倉庫を建てる為の要件です。現在、●●●●も4年くらい経っていますが、未だに倉庫がないので農機具は分散して保管しています。それで念願の倉庫を建てようと言う事です。</p>
議長	<p>ありがとうございます。委員のみなさんより何かご意見ございましたらお願いいたします。</p>
1 6 番	<p>これは地目ですが、登記上は宅地という事でしょうね。現況は農地だから、現況も宅地。これは補助金の適用を受ける為のやり方なんでしょうけど、こういう事をやらないといけませんか。</p>
議長	<p>農振地域に入れると言う事。</p>
1 6 番	<p>それは補助金が下りない。それは宅地でも関係ないのか。</p> <p>(発言多数で聞き取り不能)</p>

1 2 番	補助金ではないと思うよ。
議長	補助金です。
1 番	積み立てるだけだから。次の機械を買うために税金がかからないために積み立てるため、補助金ではないんですよ。
1 6 番	適用を受ける為と書いてある。その制度の適用を受けるためにこういう事をするわけでしょうから。
7 番	積み立てをして、税金がかからなくする為の準備金ではないですか。
1 6 番	今から始まるんですよ。
1 2 番	その5年ほど税金対策。 だから500万円くらいかかれば5年だったら100万円ずつ積み立てる。毎年決算によって違う。農振に入ったら税金がかからないから。税金から、そこから引いてもらえる。
8 番	補助金とか準備金とかそんな話がありますが、農振地域に組み入れるという操作、農地を法人の為に倉庫を建てる。そういう形にしないと、その準備金に変えられないというふうに、聞こえているような聞こえていないような。宅地にそのまま倉庫を建てるなら審議の必要もないわけですが。農用地、農業の土地に1回戻さないといけないと言った事で届けたわけでしょう。 (発言多数で聞き取り不能)
議長	農地にするという意味ではありません。農振地域という区域内に組み込むというだけなんです。だから地目が宅地から農地に変わるわけではございません。振興地域に組み込むと、振興地域という枠の中に組み込むよと。
8 番	元々は農振地域ではなかったという事。

議長	それは除外されているという事。1件前にもあったじゃないですか。農振の除外申請。これを除外したら、ここは田ですけどこれをまた農振地域に戻す時には、やっぱり編入をやらないといけない。それで今、経営基盤強化法の準備金の適用を受ける為という事ですから、建てた倉庫に対しても税金の猶予が認められるんだと思います。建てた物について税金がかかるとすごい大きい税金がかかりますので、その辺を含めての操作だと思います。
6番	今、石田さんが言った関係でいけば、ここは元々この地域全体が農振地域だったんですか。今も農振地域なんですか。
議長	農振地域ではありません。
6番	農振地域ではないという事。ここだけを農振地域にするという事。ここだけでしょう。周りは農振地域ではないわけですよね。 (発言多数で聞き取り不能)
17番	山際が外れているだけなんです。
12番	家があるから農振地域だけど、これが外れているんですよ。これだけが。だからその中に入れる。 (発言多数で聞き取り不能)
議長	これに隣接するような感じで、もう家も何も建っておりません。更地です。畑地といえば、ここに粟でも植えてあれば畑地です。地目は宅地です。ただ、今まで家が建っていた関係もありまして、これからこっち側は集落を成しているんですよ。何軒か家があります。それで集落の中に以前この道路がありまして、こっちにも道路があるんですが、この角っこ、この部分が花壇や倉庫があるんですが、こんな小さい所でも畑地だったので農振でございます。農振で、現況証明で落とせなかったから、ここは農振の除外からやって、もう2年か3年くらい前に多分、岸さん知っていると思いますけど、ここでかかった事がある。そういう風な地域の中の今度は逆にこちらは宅地だから農振ではないです。それで家を倒しても、この辺りまで何もないです。畑や何やらあってその中にぼつんと家を解体して、今更地になっている所が1箇所ある。ここにたまたま農舎を建てようという事になって、そしたら色々な税金の面やいろんな面に関して

6 番	隣が農振地域でなければ、そこだけ農振地域にするというのは非合理で農振地域の意味がないんじゃないかと思ったわけ。
議長	隣は大きな田んぼがあります。
6 番	隣が農振の地域なら問題ないと思っている。 (発言多数で聞き取り不能)
1 2 番	現地は道の側で家が建って、外れているんだろうと思う。それで、家を建てる為には側が全部農振地域ではないと対象にならないんじゃないか。だから農振地域の中に入れるよ。という手続きでしょう。
1 4 番	僕も分からないから聞きますけど、農振地域に入れても地目は宅地なんでしょう。
1 2 番	それは同じです。ただ、地域の中に入れるというだけです。元々地域だと思えますけれど。
1 4 番	そうすると、次の報告第4号に出てくるんだけど、軽微な農地の変更はいらないんじゃないの。
議長	農振の除外をしたから、軽微な変更で。
1 4 番	除外をした方にいるわけ。
議長	除外をしたからじゃない。編入をしたから軽微な変更。 (発言多数で聞き取り不能)
1 2 番	多分農振法で対象にならないから、この区域内に入れるんでしょう。
1 8 番	農振に入れたけど、宅地は宅地なんですよね。

	(発言多数で聞き取り不能)
議長	他に何かご意見ございませんか。よろしゅうございますか。(「はい」の声) それでは採決に移りたいと思います。議案第4号につきまして原案に対し当番委員の報告による協議結果を意見として決定とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。
委員	挙手。
議長	ありがとうございます。全員、賛成。よって議案第4号は協議結果を附して市長の方へ送付いたします。それでは続きまして議事順位第5 議案第5号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局より議案の朗読、並びに説明をお願いいたします。
事務局	朗読。 この利用集積計画は、昨年10月から今年の3月31日で満了する利用権設定の更新や新たに担い手の集積活動を委員のみなさまに推進していただきまして、ありがとうございます。これで提出をされました申出書の内容を精査したところ、機械や労働力の確保の状況からみて農業経営を長期的に継続して行う見込みであり、市の基本構想に合致し設定後においても農作業に常時従事し、適正に管理されると認められます。よって、本日配布しております、本年3月29日告示分、4月1日開始分の利用集積計画を別紙により決めました。それで、1ページ目をお開けください。これ総括表でございまして(1)の面積でございまして、新規が1,373,043.54㎡、再設定が1,308,861.75㎡、合計が2,681,905.29㎡でございます。設定された人数は合計で526人、設定を受ける者が216人でございます。2ページの方をお開けいただきまして、今度は1年から10年の各年度別に設定を集計したものでございます。そして、3ページ目の方は各地域で新規、更新、そして新規と合計を地区別で表したものでございます。そして4ページ目以降がみなさまで設定していただきました表でございます。今回はたくさんありますので、美東の委員さんは美東地区、秋芳の委員さんは秋芳地区、美祢の委員さんは美祢地区分を付けています。たくさんありますけど、よろしくご審議の程お願いいたします。
議長	ありがとうございます。地元委員さんと言いますか、今、出席の委員さんの中で何かご意見がございましたら発言をお願いいたします。

1 4 番	ちょっと聞いてみたいんですけど、3 ページ目の例えば、大嶺町とか於福、伊佐、いろいろあると思います。耕作者別人数とありますよね。これ別人数というのは、大嶺町も作っているし、伊佐町も作っているし、於福も作っている人、町区を越えて作る人の所はどうやって人数を数えていますか。
議長	重複していると思います。
事務局	はい。その通りです。
1 4 番	では、例えばこれがトータルの人数ではなくて、いっぱいあちこち作って、丁度境目とか
議長	例えば、縄田さんが秋芳町の方に作りに行っておられて、そこの利用権設定が今回更新もしくは新規の契約をされたら、秋芳町に縄田さんが1として挙げられます。しかも、伊佐町の中でやられればまたそこで1として挙げられます。そういう意味です。ただ、伊佐で3件の方と別々でやられても、それは1のままです。この町と言いますか、大字と言いますか、その大きいブロックを越えれば重複いたします。
1 4 番	農林課から出る細目書では、耕作者に1枚の紙が出てくるから、地域を越えても1枚の紙で出てくるから、それを1件にするのか、区域で一人一人数えるのか。
議長	区域で一人一人数えていきます。
1 4 番	分かりました。
議長	他にございませんか。採決に移りたいと思いますが、よろしゅうございますか。（「はい」の声）それでは議案第5号につきまして原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。
委員	挙手。

議長	<p>ありがとうございます。全員賛成。議案第5号は原案の通り決定をいたします。</p> <p>続きまして議事順位第6 報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届についてを事務局より報告事項の朗読並びに説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>1件朗読。</p> <p>申請地は、●●●●●から南に900mの位置にある第2種農地です。農業用倉庫を建設するための届出です。</p> <p>以上。報告いたします。</p>
議長	<p>ありがとうございます。それでは現地調査をされました委員の報告をお願いいたします。</p>
14番	<p>14番の縄田です。場所的に言えば、●●の●●●●●さんがありますが、その●●●●●さんの手前の●●●●●という住宅地があります。その、●●●●●の上の住宅地の1軒に農業をされている方がおられまして、その土地が●●●●●-●という番地になりますが、●●●●●の場所に農業用倉庫を建てたいと言う事で、総面積が2,040㎡なんですけど自己所有の畑になりますけど、189㎡という部分のみを転用すると言う事で、自己所有の土地を転用すると言う事です。これについては現地確認をした時は、●●●●●-●の、●●●●●の方側から入って、ずっと●●●●●-●の9mと書いてある方まで道が付けてありました。それに、トラクターとか車も1台ありまして、そこから出入りすると、ほとんど半分近くが転用状態となっています。先程、会長が言われましたように、これ全部取り除いてあって畑の現状回復だと言う事です。この面積については189㎡という事で、自己所有は200㎡以下は報告のみという書類が、法律と言いますか条例がありまして、その200㎡のみを農業用倉庫にすると言う事で申請でいいのではないかなという事で、場所も当初自分が、●●さんが申請していた場所等を変更しまして、資料5の上の図面の方に変えて189㎡のみを転用すると言う事で、法律通り適応の条件に満たしているものとして問題ないと思います。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございます。地元委員さんいらっしゃいます。いらっしゃいませんね。伊藤さん分かれば、補足があれば。</p>
16番	<p>場所的に住所地は知っております。ですから、そこに農業用倉庫が建つという事で何ら問題はないと考えています。先程の転用の話はちょっと承知しておりません。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございます。今、縄田さんが言われたように確かに進入路等々いろいろ無断転用がかなりありましたので、それについて</p>

	<p>は「きちんとしてください」という事でもう既に事務局の方に、車も退けましたし、1台廃車の車が置いてあったんです。それも退けましたし、後の道路にしていた部分もみんな土を入れて畑に戻しましたと、その入口の所ちょっとセメントが張ってありましたけど、「それもユンボで全部取り除いてきちんと畑に現状回復をしました」と「誠にすみませんでした」という事で連絡があったそうです。以前にも、もう既に倉庫が建っている所があるんですけど、その部分も無断転用で4年くらい前に1度注意した事があるんですけど、その時には「はい。いいですよ」とすぐ事後承諾の申請書が出てきまして、やっておられたけど「また、やられましたね」という話だったんですけど、今回は倉庫建てる所についてはこのような形で事前に申請書を出されましたので、農家ですし、その辺には疎いのではないかなという風に思いますし、非常に正直な、悪意があるとは思いませんでしたのでいいのではないかなと思って見てまいりましたので、委員のみなさんより何か他にご意見ございましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。（「はい」の声）別に意見も無いようでございますので、以上で報告第1号を終わらせていただきます。</p> <p>それでは議事順位第7 報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届についてを事務局より報告事項の朗読並びに説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>1件朗読。</p> <p>申請人は、●●●●●株式会社で、申請地は、●●●●●●●●●●から北西に2.7kmの位置にある第2種農地です。携帯電話基地局を設置する届出です。</p> <p>以上、報告いたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。それでは現地調査をされました委員の報告をお願いします。</p>
17番	<p>17番、馬屋原です。●●の●●●という所で、今は太陽光になっていますが、●●●●●と言いますか太陽光の所の向こう側になります。11ページの通りですが、現地の場合で●●●●●の一応基地局という事で、面積的には狭いですが一応担当者が来て説明しておりました。当初は道から若干離れた図面を出しておられましたので、道に接するような図面に書き換えてもらって、土地を向こうに管理をしていただくような処置をとってもらいました。そういう事で図面も言った通りになっておりますので問題ないと思います。</p>
議長	<p>ありがとうございます。地元委員より何か補足説明がございましたら、お願いいたします。</p>

2 番(推進委員)	いいと思います。
議長	<p>委員のみなさんよりご意見ございましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。（「はい」の声）特に発言もないようでございますので、以上で報告第2号を終わらせていただきます。</p> <p>それでは続きまして議事順位8 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知についての番号1から63までを事務局より報告事項の朗読並びに説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>63件朗読。</p> <p>1件目から54件目。農林振興公社に預けるための合意解約です。</p> <p>55件目から58件目。新たに利用権を設定するため双方の合意により解約されたものです。</p> <p>59件目から61件目。農林振興公社に預けるための合意解約です。</p> <p>62件目。農地法第3条農地所有権移転許可申請のために双方の合意により解約されたものです。</p> <p>63件目。農林振興公社に預けるための合意解約です。</p> <p>以上、報告いたします。</p>
議長	<p>ありがとうございます。委員のみなさんより何かご意見ございましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。（「はい」の声）特に発言も無いようでございますので、報告第3号を終わらせていただきます。</p> <p>それでは議事順位第9 報告第4号 農振法に基づく農用地の軽微な変更についてを事務局より報告事項の朗読並びに説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>1件朗読。</p> <p>申請地は●●●●●●●●●●から南東に800mの位置にあります。先程の議案第4号と同じ箇所になります。農業用倉庫を設置するための農地の用途区分の変更です。</p> <p>以上、報告いたします。</p>
議長	<p>ありがとうございます。これは先程ありました所でございます。委員のみなさんより何かご意見ございましたらお願いいたします。</p>

1 1 番	さっき申請された区域の中に、編入の手続きは先程しましたよね。それを受けてから、これが出てくるのと違うんですか。それとも、どの時点で
議長	同時申請なんです。
1 1 番	同時申請が許されるんですか。そこをちょっと。
議長	許されるんです。大丈夫なんです。両方とも市長部局と言いますか、農林課の方への申請でございますので、農林課の方が編入を受ける。その意見を農業委員会の方に求めた。今度は編入して軽微な変更をやる申請が出た。一緒に同時に出てきているので、その軽微な変更を農業委員会はいいという意見だけで、農業委員会が決定する案件ではないんです。意見を求められている。他に発言はございませんか。よろしゅうございますか。
6 番	ちょっと教えて欲しいんですが、こんなのは初めてなので積立準備金と先程言われましたよね。8ページ。経営基盤強化準備金の適用を受けるためにとありますね。積立準備金と言ったら何か物を作る為の準備金ですよ。建物を作るための。国の政策で、税金対策ですよ。準備金は送金算入できますよね。送金算入してその準備金の場合は積立金で残しているはずなんですよ。限度額ってあるんですか。
1 2 番	私、法人でトラクターの購入の時にこれを取っているんです。ただ、大変難しいんです。手続きが。トラクターの見積書があつて、農協を通じて中四国農政局に申請をして認められたら、5年限度。トラクターは5年限度で、という事は500万を借りますよ。と言って5年ですから、100万くらいでもいいわけですよ。ここの金額は1年目で300万して、2年目で200万してもいいんです。5年以内に積み立ててそれを途中でも買っていい。500万円なら300万、200万貯めて3年目で買っていい。5年までには絶対に買いなさいよ。買わないと税金はきますよと。
1 8 番	上限の金額は
1 2 番	上限の金額は見積書の500万。

18番	見積が5000万なら5000万。
12番	5000万か分かりません。それは中四国農政局が決めます。こっちが決めません。
6番	物を申請した事によってその物に対する準備金が確定されるという事ですか。
12番	そういう事です。だから税金対策にはなりますよ。
1番	運転資金に使えるという事。何に使ってもいいんでしょう。農家だから毎日払うだろうから払うまではこのお金を現金片手に運転資金でもいい、何でもいから使いなさい。その代わりそのお金は期限が来た時には完ぺきに、トラクターを買うからといっても他の物を買ってもいいんだけど
12番	だめですよ。今、それをやったらだめですよ。
1番	今はだめなんですね。元は良かったです。それで運転資金にして、全額を使えばいいと。使いきれないと残った分に税金がかかるんです。
6番	分かりました。 (発言多数で聞き取り不能)
議長	岸さん分かりましたか。
6番	分かりました。
議長	他に特に発言はございませんか。ないようでございますので報告第4号は終わらせていただきます。 それでは議事順位10 報告第5号 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人報告書についての1から3までを事務局よ

事務局	<p>り報告事項の朗読並びに説明をお願いいたします。</p> <p>朗読。</p> <p>今回6件。農事組合法人 ●●、●●、●●、●●●●、●●●●●、●●●●●から提出がありました。提出されました報告書の事業の状況、構成員の状況、執行役員の状況等を審査いたしましたところ適正でありました事をご報告申し上げます。以上でございます。</p>
議長	<p>ありがとうございます。只今の報告について何か発言のある方の挙手をお願いいたします。よろしゅうございますか。（「はい」の声）特に発言がないようでございますので、以上で報告第5号を終わらせていただきます。</p> <p>それではその他の方に移りたいと思います。農業相談日につきましてはございませんでしたので報告はありません。本日の審議はひとまず終了したんですが、委員のみなさんより何か特に発言等ありましたらお願いします。よろしゅうございますか。それでは事務局の方より今後の日程等について報告をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは今後の日程についてお知らせをいたします。全体会を農業委員、農地最適化推進員全体会ですが4月16日火曜日、13時30分から行う予定です。その後、総会を行います。農業相談日は4月9日火曜日、美祢地区は伊藤新司委員さん、美東地区は村上委員さん、秋芳地区は安富委員さんでございます。現地調査につきましては4月8日月曜日、武藤委員さん、安富委員さんをお願いしたいと思います。以上でございます。</p> <p>それでは総会を終了したいと思います。</p>
議長	号令
事務局	午後3時00分閉会。

議事録は正確なることを認め署名、押印する。

平成31年3月18日

議長

署名委員

署名委員

--	--

--	--

